

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地

氏 名 株式会社鵜商

代表取締役 鵜崎隆広

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 3年 7月12日

許可の有効期限

令和10年 7月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（選別、破碎、減容固化（燃料化））、中間処理（溶融固化）、中間処理（選別、破碎）、中間処理（圧縮・梱包）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、破碎、減容固化（燃料化））

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※減容固化（燃料化）する廃棄物については、①、②、③及び④に限る。

中間処理（溶融固化）

- ①廃プラスチック類（以上1種類）

※①については、廃発泡スチロールに限る。

中間処理（選別、破碎）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※破碎する廃棄物については、⑦のうち廃石膏ボードに限る。

中間処理（選別、破碎）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※破碎する廃棄物については、⑦のうち廃石膏ボードに限る。

中間処理（圧縮・梱包）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③繊維くず（以上3種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（選別、破碎、減容固化（燃料化））の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番 1

イ 中間処理施設（選別、破碎、減容固化（燃料化））の設置年月日

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

中間処理施設（選別、破碎、減容固化（燃料化））の許可年月日及び許可番号

令和 5 年 1 0 月 1 2 日 群馬県第 3 5 3 - 1 号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [1 5. 2 t / 日]

紙くず [1 3. 9 t / 日]

木くず [9. 2 t / 日]

繊維くず [1 2. 9 t / 日]

ゴムくず [1 4. 1 t / 日]

金属くず [1 4. 5 t / 日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [1 5. 7 t / 日]

がれき類 [1 8 t / 日]

(ウ) 施設の種類 減容固化（燃料化）

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

※混合廃棄物の処理能力として 8. 0 t / 日とする。

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀 4 1 5 番 1 及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 1 8 番 1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 1 2 7. 6 m² 保管容量 7 9. 1 m³

(2) ア 中間処理施設（熔融固化）の設置場所

群馬県館林市近藤町字亀甲 3 1 8 番 1 2 及び 3 1 8 番 1 3 並びに邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀 3 3 2 8 番 5 及び 3 3 3 3 番 1

イ 中間処理施設（熔融固化）の設置年月日

令和 4 年 6 月 1 7 日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 熔融固化

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.48 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字亀甲318番12及び318番13並びに邑楽郡邑楽町大字
赤堀字雲雀3328番5及び3333番1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 45.6 m² 保管容量 43.3 m³

(3) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀415番1及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番
1

イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

平成29年 9月 5日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [3.45 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀415番1及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番
1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 4 m² 保管容量 4 m³

(4) ア 中間処理施設（選別、破碎）の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀415番1及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番
1

イ 中間処理施設（選別、破碎）の設置年月日

平成29年 9月 5日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [3. 45 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

※中間処理施設(3)の保管場所を使用する。

(5) ア 中間処理施設（圧縮・梱包）の設置場所

群馬県館林市近藤町字雲雀415番1及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番1

イ 中間処理施設（圧縮・梱包）の設置年月日

平成29年 9月 5日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 圧縮・梱包

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [34. 5 t/日]

紙くず [29. 6 t/日]

繊維くず [11. 8 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市近藤町字雲雀415番1及び邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番1

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 18. 7 m² 保管容量 12 m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成16年 7月12日 新規許可

平成21年 7月12日 更新許可

平成24年 3月16日 変更許可

平成26年 7月12日 更新許可

平成30年 9月12日 変更許可

令和 3年 7月12日 更新許可

令和 6年 5月17日 変更許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**